

第6回民間資金等活用事業推進委員会

議事録

内閣府

民間資金等活用事業推進室

第6回民間資金等活用事業推進委員会議事次第

日 時： 平成13年1月22日（月） 16:00～17:00

場 所： 内閣府3階特別会議室

- 1．民間資金等活用事業推進委員会議事規則について
- 2．ガイドライン（案）について

出席者

【委員・専門委員】

樋口委員長、西野委員長代理、飯田委員、奥野委員、小幡委員、高橋委員、
原委員、前田委員

有岡専門委員、伊藤専門委員、植田専門委員、廣實専門委員、美原専門委員、
矢野専門委員、山下専門委員

【事務局】

額賀経済財政政策担当大臣、坂井副大臣、坂政策統括官、竹内民間資金等活用
事業推進室長、松葉参事官

樋口委員長 定刻になりましたので、ただいまより、第6回民間資金等活用事業推進委員会を始めさせていただきます。

本日は、中央省庁再編後初めての委員会開催であり、額賀経済財政政策担当大臣、坂井内閣府副大臣にご出席いただいております。まず始めに、額賀大臣にご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

額賀経済財政政策担当大臣 樋口委員長はじめ委員の皆様方におかれましては、日頃からPFIの推進につきまして格段のご協力をいただき、心から厚く御礼を申し上げる次第であります。

議事に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げさせていただきたいと思っております。

最近の日本経済は内外の経済の厳しい状況にあって、まだ自律的な回復に至っていない状況でございます。一方、経済財政諮問会議のスタートもございまして、短期的な経済対策あるいは中長期的な経済財政運営について、いろいろと今後も考えていかなければならないところであります。その中で特に、構造改革をどう進めていくかということが大きな課題になっているわけでありまして。

このような中で、効率的、効果的な社会資本の整備や、国民に対する低廉かつ良好な公共サービスの提供を図るとともに、公的財政負担の縮減、さらには官民の適切な役割分担に基づく新たな官と民とのパートナーシップを確立していく上で、PFIの推進が期待をされております。今後の我が国の経済財政を考えていく上で、極めて重要な政策課題であると考えております。

これまで総理府、経済企画庁が担ってきたPFIの推進に関する事務は、中央省庁改革に伴い、一体的に内閣府が担うこととなっております。内閣府は、内閣機能強化の一環として、経済財政政策など国家運営の基本に関わる重要課題に関し、各省より一段高い立場から、企画、立案及び総合調整を行うなど、広範多岐にわたる国政上の重要課題を担う機関としてスタートするわけでございます。

今後は、新たな体制の下でより一層のPFIの推進を図るべく努力を傾けてまいりたいと思っておりますので、樋口委員長はじめ皆様方の格段のご協力のご指導をいただければありがたいと思っております。なにとぞよろしくお願い申し上げます。

樋口委員長 大臣、ありがとうございました。

なお、ここで額賀大臣、坂井副大臣は公務の関係で退出されることとなりますので、ご了承いただきたいと思います。どうもありがとうございました。

次に、本委員会の事務局も新たな体制となりましたので、坂政策統括官からご紹介をお願いします。

坂政策統括官 私、1月6日付で内閣府の政策統括官・経済財政担当を命ぜられました、坂でございます。1月6日より前は、経済企画庁の官房長をしておりました。今後ともよろしくお願いいたします。

先ほど大臣の挨拶でも若干触れておられましたが、PFIにつきまして、ご承知のよう

に例えば、PFI推進費といった経費は前から経済企画庁でやっていたわけですが、よりPFIの実質的な中身である当委員会でいろいろご議論いただいたような問題につきましては、内閣あるいは総理府で担当していたわけですが、このたびの中央省庁再編に伴いまして内閣府で担当をすることになりまして、私ども、これからお世話になると思いますので、よろしくお願いいいたします。

私の隣におりますのが、竹内審議官でございますが、PFI推進室長、前は新原室長がしていた仕事を竹内審議官がいたします。

竹内PFI推進室長 竹内でございます。よろしくお願いいいたします。

坂政策統括官 隣が松葉参事官でございます。

松葉参事官 松葉でございます。よろしくお願いいいたします。

樋口委員長 ありがとうございます。

本日の議題1としまして、「民間資金等活用事業推進委員会議事規則について」、お諮りしたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、説明させていただきます。

お手元の資料1と資料2が関係資料でございます。この資料に即してご説明させていただきます。

推進委員会の運営に関しましては、必要な主な事項を定めておりました委員会令、政令ですが、昨年6月7日に改正されております。資料1がその改正後の委員会令でございます。改正の主な点についてご説明させていただきます。

第1点目は、第4条、部会に関する規定でございます。従前は、部会長及び部会長代理は、委員または専門委員から指名するものとされていたわけですが、今般の改正で「専門委員」は削除されております。なお、これは他の我が国の審議会同様の扱い、一律同じような改正でございます。

改正点の第2点目は、第5条、議事に関する規定でございます。この規定につきましては、従前は委員会規則で定められていましたが、今回の改正で委員会令に規定することとなっております。

改正点の第3点目は、第6条、庶務に関する規定でございます。先ほど大臣の方からもお話がございましたように、従前は内閣総理大臣官房の内政審議室で処理することとなっておりますが、1月6日の省庁再編に伴いまして、内閣府本府に置かれま政策統括官が処理することとなったわけでございます。

以上が委員会令の改正でございますが、この政令改正を踏まえまして、関係する必要な部分につきまして委員会規則の改正案が、お手元の資料2でございます。議題1はこれについてお諮りするものですが、資料2の3ページから新旧対照表が入っておりますので、これで説明させていただきます。

現行の第2条、議事に関する規定は、先ほどご説明しましたように、委員会令に規定することとなりましたので、削除してございます。その関係で各条文が持ち上がっておりま

す。これに伴いまして所要の条文の規定の整理を行ってございます。以上が改正の内容でございます。

最後に、この改正の施行日についてでございますが、本日ご了解いただければ、本日から施行をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

樋口委員長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問を頂戴したいと思いますのですが、ございませんか。

よろしゅうございますか。

それでは、特段のご意見がないようでございますので、民間資金等活用事業推進委員会議事規則の改正については、原案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

樋口委員長 ありがとうございます。それでは、原案どおりとさせていただきます。

次の議題は、ガイドライン(案)についてでございます。ガイドラインにつきましては、平成12年3月31日に開催されました第5回の本委員会におきまして、PFI事業の円滑な実施を図っていくための実務上の参考指針として、その調査審議を進めていくこととし、事業推進部会と評価基準部会の両部会合同で検討を進めていただいたところでございます。

本日は、まず、このガイドラインの調査審議の経緯、取りまとめ結果につきまして、西野部会長よりご説明を頂戴したいと思います。

西野部会長 それでは、私の方から、これまで合同部会で行ってまいりましたガイドラインに関する調査審議の経緯等につきましてご説明をいたします。

ガイドラインにつきましては前回、第5回の本委員会におきまして、事業推進部会と評価基準部会の合同で検討を進めることとされ、4月から直ちに合同部会によるヒアリングを実施してまいりました。ヒアリングを行うに当たりましては、ヒアリング対象者の公募も行い、6月初旬までかけまして、合同部会としては5回、広く官民にわたる17者の方からのヒアリングを実施いたしました。その後、これらのヒアリングを踏まえまして、今後の進め方及び論点の整理を行い、ガイドラインの検討項目を3項目とするとともに、それぞれの検討項目につきましてのたたき台を起草するために、項目毎にワーキンググループを設置いたしました。6月下旬以降、各ワーキンググループにおきまして、それぞれ精力的な検討を進めていただいたわけですが、検討の進捗にあわせまして、適宜、合同部会での審議も行いながら、原案の取りまとめを進めてきております。

次いで、合同部会としてのガイドライン(案)として、昨年12月22日から1月10日までの間、公開の意見募集を行いました。この段階で、意見募集を行ったガイドライン(案)は、プロセス及びリスク分担等のガイドライン(案)でございます。なお、バリュー・フォー・マネーのガイドラインにつきましては、引き続き、合同部会及びワーキンググループにおいて議論を深めることとし、なるべく早く取りまとめができるよう鋭意検討を進めているところでございます。

2つのガイドライン（案）につきましては、このたび実施しました公開意見募集では、合わせて23者の方から意見の提出がございました。今回寄せられました意見の多くは、ガイドライン（案）について、不適當というよりも、むしろ、より良いものとしていくための今後の検討課題、検討の方向を示しているもの、それに、これまで合同部会や各ワーキンググループの中で議論されました課題であると考えられます。

これまでの合同部会における議論の過程では、それなりの課題があることも踏まえておりますが、その一方で、なるべく早く実務上の指針となるガイドラインを示してほしいとの各方面の要請に応え、取りまとめを進めてきたという経緯がございます。したがって、調査審議の結論として、本日、資料3、資料4として提出しています2つのガイドライン（案）については、いわば第1のバージョンとして、調査審議の取りまとめ結果とするということで、合同部会としての意見の一致を見たところでございます。なお、今回提出されました意見等につきましては、今後、ガイドラインの変更等を行う際の検討課題として活用させていただくこととしたいと存じます。

以上、ガイドライン（案）の取りまとめの経緯について報告させていただきましたが、それぞれのガイドライン（案）の内容につきましては、事務局からご説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

事務当局 それでは、引き続きまして、ガイドライン（案）についてご説明させていただきます。資料3がプロセスに関するガイドライン、資料4がリスク分担等に関するガイドラインでございます。いずれも結構分厚いものとなっておりますので、資料5として、ガイドライン（案）の要旨を用意させていただいております。こちらを中心にご説明させていただきます。

今回のガイドラインの冒頭にはガイドラインの性格を示していきまして、ガイドラインは国がPFI事業を実施する上での実務上の指針であるということの基本としております。プロセスのガイドラインにつきましては、国のPFI事業の実施に関連する一連の手続について、その流れを概説するとともに、それぞれの手続における留意点を示すものとなっております。

また、このガイドラインにつきましては、国以外の者、地方公共団体等においても参考となり得るものとなっております。事業の円滑な実施のため、法、基本方針にのっとりた上で、各事業主体が工夫をこらして、本ガイドライン以外の方法で実施することを妨げないというたわれております。

また、事業の実施の状況あるいは調査検討の進展等を踏まえまして、必要に応じ、今後、本ガイドラインを変更、又は新たなガイドラインを示すこととなっております。

恐縮ですが、資料3の本文の方を見ていただきたいのです。2ページ～3ページに、PFI事業のプロセスがわかりますように全体のフロー図を示してございます。特定事業の選定、事業者の募集、事業の実施という各ステージごとにそれぞれのステップが明示されていきまして、管理者等の行うことが書かれてございます。

それでは、要旨の方に戻っていただきまして、「ステップ1 事業の発案」に関する部分でございます。まず、実施すべき公共施設等の整備に関する事業をPFIとして実施するか、あるいは従来のようなやり方でやるかということの評価があるわけですが、これにつきましては、まず、民間活力により効率的、効果的な実施が可能で、民間に行わせることが適切なものについては、できる限り民間にゆだねるというPFIの精神に基づき、PFIの実施を積極的に検討していくことが必要という旨がうたわれております。

次に、その検討に当たっては、PFI事業の関係ではいろいろな、例えば金融とか、法務とか、いろいろな専門知識あるいはノウハウが必要な部分がございますので、外部のコンサルタントやアドバイザーの方々の活用を図っていくことも有効とうたわれております。

また、PFIは、従来のように国が直接自分でやっていくというよりも、民間の方からのいろいろなご意見あるいは発案を期待しているわけで、このような民間の発案についても、これを積極的に取り上げて検討していくことが必要だとうたわれております。

続きまして、「ステップ2 実施方針の策定及び公表」でございますが、当該特定事業の選定を行おうとする場合は、その前に、実施方針を策定し、これを公表することが必要である。また、公平性あるいは透明性の確保の観点から、事業に関する情報につきましては、なるべく早くかつ広く周知されるということで、なるべく早い段階で策定・公表することが重要であるとうたわれております。

また、実施方針につきましては、法に規定する事項のほか公共の関与、リスクあるいはその分担等について具体的に記載するということがうたわれております。

実施方針の公表の後には、民間からの意見を受け付け、必要に応じ特定事業の選定あるいは募集等に、その民間の意見を反映していくことが適当であるとうたわれております。

「ステップ3 特定事業の評価・選定、公表」でございますが、実施方針の策定・公表の後、特定事業の選定を行うかどうかを評価するわけですが、評価の基本的な考え方は、バリュー・フォー・マネーが見込まれるかどうかを評価してやっていくということでございます。また、その結果、実施可能性を勘案した上で、PFI事業として実施していくことが適切である事業については、特定事業の選定をしていくこととされております。

1枚めくっていただきまして、2ページになります。判断の結果につきましては、当然、評価の内容とあわせ、速やかに公表していくということでございます。

「ステップ4 民間事業者の募集、評価・選定、公表」でございますが、特定事業の選定に続いて、民間事業者を募集、評価・選定するということでございます。

この際、競争性の担保、手続の透明性の確保、民間の創意工夫の発揮への留意、提案準備期間あるいは契約締結に要する期間の確保へ十分配慮することが必要である。また、民間の応募者の負担を軽減するような配慮が必要であるとされております。

民間の創意工夫の発揮のためには、具体的な仕様の特定については必要最小限にとどめるという、いわゆる性能発注というものが必要だとうたわれております。また、民間事業者の提案を評価するための客観的な評価基準あるいは評価項目の設定が必要であり、予め

明示していくことが必要とうたわれております。

民間事業者の負担の軽減のためには、予め明示した評価項目・評価基準以外のもので評価しない、提案書についても必要以上のものを求めないこと等が有効であるとされております。

「ステップ5 協定等の締結等」でございますが、選定された民間事業者とは、責任あるいはリスク分担等、当然、当事者の権利義務に関わるものをできる限り具体的かつ明確にした協定等を取り決めることが必要である。

リスク分担等につきましては、後ほど述べさせていただきます「リスク分担等に関するガイドライン」を参照することとなっております。

「ステップ6 事業の実施、監視等」でございますが、これは当然、協定等に従って、選定事業が実施され、それから、公共施設等の管理者等は、協定等に定める範囲内で、提供される公共サービスの水準はいかがであるか、事業の監視をするということになっております。

「ステップ7 事業の終了」でございますが、協定等に定める事業の終了期間となったとき、協定等で定められた土地等の資産の取扱いにのっとり措置し、事業を終了する。このようなプロセスが必要だということになっております。

続きまして、リスク分担等のガイドライン（案）を、同じく要旨でご説明させていただきます。

リスク分担等のガイドラインにつきましても、先ほどのプロセスで申し上げましたように、国以外の者でも参考になり得る、基本方針にのっとりた上でガイドライン以外の方法で実施することを妨げない、あるいはガイドラインそのものを変更、新たなガイドラインを示すということがうたわれております。

「一 リスク分担等の基本的留意点」ですが、事業の実施に当たり、協定等の締結の時点では、その影響を正確には想定できない事故、需要の変動、天災等の不確実性のある事由によって損失が発生する可能性をリスクとしてとらえ、リスクが顕在化した場合の、例えば追加的な支出をどうするというような措置につきまして、できる限り具体的かつ明確に協定等に規定することとうたわれております。

リスク分担につきましては、リスクの原因の把握、リスクのPFI事業への影響の大きさの評価、当事者のリスクへの対応能力、当事者の責めに帰すべき事由の有無、当事者双方が一定の割合で負担する等のリスク分担方法、当事者の負担能力を勘案して、リスクを最もよく管理できる者が当該リスクを分担するというような考え方に従って、その検討を行うということになっております。

また、リスクにつきましても、個々の事業毎に異なっているわけで、個別に対応を検討するという、それから、リスクが経済的に合理的な手段で軽減できる場合については、その範囲、内容を明確にしておくことへの留意が必要だとうたわれております。

「二 リスク分担の検討に当たってのリスクの要素と留意事項等」ですが、個々の事業

のリスク分担の検討に当たりましては、以下に例示します事項から、適宜、取捨選択の上、事業に即して検討することが必要である、ということでリスクを6つに分けて説明されております。

「1．設計等に係るリスク」ですが、設計等の遅延、設計等に必要な費用が増加する、設計等に基づく成果物の瑕疵についての取り決めに留意しておくこと、また、従来の設計契約における公共側の設計変更の場合等の分担の例示がなされています。

次に、いわゆる行政手続等の期間が長く、手続の結果、施設内容に相当の変更があり得る場合も想定されるので、このような場合に留意するよううたわれております。

「2．用地確保に係るリスク」ですが、用地確保に当たっての当事者間の業務の分担、用地確保が遅れた場合、用地確保に必要な費用が増加した場合等、こういうものについての取り決めるを行うことが望まれる旨うたわれております。

1ページめくっていただきまして4ページ目、「3．建設に係るリスク」ですが、用地の確保と同様、建設の遅延、建設に必要な費用が増加した場合、建設した施設が瑕疵があった場合、あるいは第三者に損害を及ぼした場合等についての取り決めに留意しておくこと、先ほどと同じように、建設に係るリスクにつきましても、従来の請負契約における、公共側の仕様書等の変更、工事施工中に第三者損害を与えた場合、工事中的施設が損傷した場合、天災等の不可抗力で施工が中断する場合等の分担の例示をしております。

「4．維持管理・運営に係るリスク」ですが、運営開始が様々な理由で遅延した場合にどうするか、というような措置の取り決めることが望ましい、また、例えば公共サービスの必要性が低減した、他者によって公共サービスと同種のサービスが提供された等の理由で、公共サービスの利用度が変動する場合、いわゆる需要リスクというものも想定した場合の公共側の支払うサービス料の取り決め方について留意する必要があります。

それから、維持管理・運営が中断する、施設の損傷、利用者等に被害を与える事故が発生した場合、これらについても取り決めておくことが望ましいということでございます。

それから、技術革新等で、せっかくつくり上げた施設が陳腐化した場合、こういうことも想定して、施設の更新あるいは追加的な投資の措置の取り決めについても留意する必要があるということでございます。

「5．事業終了段階でのリスク」ですが、事業終了の一定期間前に、施設の修繕費用をどうするか、撤去・原状回復費用の確保手続等について取り決めることを行っておくことが望まれる旨うたわれております。

「6．各段階に共通に関連するリスク」ですが、天災等の不可抗力が発生した場合の取り決め、物価、金利の変動、為替レートの変動、税制度の改正があった場合の取り決め、あるいは施設の設置基準、関係法令が変わった場合の措置、許認可の取得、その関連での遅れ、地元関係者との交渉の進捗度合い等に関連した措置の取り決めについて留意することが望まれる旨うたわれております。

最後ですが、「三 その他の留意事項」としていくつか掲げられています。長期間の事

業についての契約となるので、民間事業者の創意工夫、自主性の尊重に十分留意して、個々の事業に即したリスク分担を検討することが必要であるとうたわれております。

実施方針で示す当該事業のリスク分担の基本的考え方等を、市場調査等を踏まえ、さらに詳細化、あるいは変更をするということへの留意がうたわれております。

また、事業者がPFI事業以外の事業を実施する場合に、そのリスクをどうするかについての取り決めにも留意しておく必要があるとうたわれております。

事業者からの途中を含めての実施状況報告等、あまり事業者の負担とならないような形での取り決めをしておく必要があるとうたわれております。

以上がリスク分担等に関するガイドラインの概略でございます。

以上でございます。

樋口委員長 ただいま事務局からご説明いただきましたガイドラインにつきまして、ご意見を頂戴したいと思っております。ご発言をお願いいたします。

A委員 資料5で説明がありましたので、本文の方というのでしょうか、本体の方には書かれているのかもしれない、大変恐縮ですが、ワーキンググループの方にも所属していませんでしたので、素朴な質問ですが、2点ほどお聞きしたいのです。

最初のプロセスの方のガイドラインで、ステップ2とステップ3に関わるかと思うのですけれども、私も、この委員会に所属している関係で、ほかのそれぞれの事業ということで関わらせていただいている案件があって、その中から感じることで、実施方針の策定、それから選定のところで、外部の方を交えた委員会というものを立ち上げて、実際にそれがPFI事業として妥当かどうか、事業者を選定する場合に適切な選定が行われているかどうかということで、公正性みたいなことの確保になると思うのですけれども、策定とか選定のところの公正性、それは直接的に外部の方を入れるということではないとは思っているのですけれども、その辺の配慮みたいなことは、ガイドラインにはこういった形で書かれているのかということ。

それから最後の段階、ステップ7で事業の終了ということが書かれています。かなり長期にわたる契約もあるかと思うのですけれども、終了という時点で、この事業がPFI事業としてどういう評価をされるかということ。評価ということは、ないのかどうか。ステップ6では、事業を通じて、ずっと監視はするという表現は入っているのですが、監視とはまた別に、事業が終了した段階でのPFI事業としての評価ということも当然行われるべきだと思うのですが、そのことは本体の方には書かれているかどうかということ。

その2点、いかがでしょうか。

樋口委員長 A委員のご質問に対しまして、お答えをお願いします。

事務当局 今、委員ご指摘の事業につきましてのいわゆる公正性の問題につきましては、部会あるいはワーキンググループでもいろいろご議論がございました。このPFI事業というのは、ある意味では、民間の創意工夫を相当活用しなければいけない。しかしながら、そのためにかかなりの部分について、情報を含めて、透明性を確保することが必要である。

本ガイドラインにおいては、原則としてすべて情報も公開しますし、そういう形で透明性を確保して公正性も確保できるのではないかと。しかしながら、提案する事業者の競争上の配慮が必要なある種のもの、一部のものについては、民間事業者等にあまり不利益になるようなものについては、調整の上、必ずしも全部を出さないということもあり得る、ということがうたわれております。

もう一点のご質問の、事業の終了のときの評価ですが、今回のガイドラインではそこまで明示してございませんが、公共施設等の管理者等が個別事業について、PFIという形で事業を終えたとなれば、当然、それについて結果的にどういう評価をするかというのは、個々の管理者等の問題になってくると思いますが、とりあえず、今回のガイドラインでは、必ずしもその部分については明示はされてございません。

樋口委員長 A委員、いかがですか。

A委員 少し追加的に、2つ目については、そういうふう考えたということで分かったのですけれども、最初のは、情報公開を通じて公正性と透明性を図るというようなお話でしたが、私は、情報公開はそれに非常に大きな力を発揮すると思っているのですが、情報公開も、すべて結論が出た段階で公開をしたというだけでは遅きに失する場合もあるわけで、策定とか選定がされる前の情報公開という、ある程度限定的にならざるを得ないと思うのです。そうすると、情報公開だけにおんぶするのではなく、何かそれに替わる方策というのを考えたときに、皆さんがおやりになっていらっしゃるの、外部の方も交えた委員会でやってみようということなのだろうと思いますが、情報公開だけでは不十分ではないかと思うのです。

事務局 情報公開、先ほど申しました実施方針や、例えば選定過程においても、選定の基準とか選定の評価項目を明らかにするという形、どういう基準あるいはどういう評価項目に従ってそれぞれ選定されるかという形が明示されていますので、そういう意味では公正性は十分担保されると思います。

ただ、場合によりまして、あとはそれぞれの公共施設等の管理者なりが、実際問題そこにおいてより公正性を確保するという観点から何らかの外部の委員会を設けることは、このガイドラインで妨げるものではございませんし、冒頭に申し上げましたように、このガイドラインというのは1つの指針としての参考ですので、またそれぞれの主体がいろいろ工夫をこらすということは十分考えられると思っています。

樋口委員長 西野部会長からお話をいただきます。

西野部会長 私はプロセスのまとめの中心にいたので、私の方から少し補足をしたいと思うのです。

ステップ1は別としまして、ステップの2で「実施方針の策定」というのがございます。ここの実施方針の策定というのは、PFI事業として実施するのが良いかどうかを決めるための、材料の収集過程と考えていただければよくて、ステップ3の「特定事業の評価・選定、公表」は、もし可能ならPFIで事業を実施するということを決めることです。

同じ選定とか評価という言葉が使われて紛らわしいのですが、これはPFI事業として実施をすることを決めるということで、ステップ2と3の間に、外部の人から、もしPFIで実施するとすればどういう基準で評価をし、どういう提案をどう評価するか、そういう意見の受け付けをして、最終的に、PFIですとすればこういう事業の枠組でVFMがでるのでやることとするというのを決めるのがステップ3です。

ステップ3でPFIの事業として実施することが決まると、今度は、実際にPFIをやろうとする民間の人の入札を受ける、入札にかける、それがステップの4。「民間事業者の募集、評価・選定」、ここで初めて民間事業者の評価とか選定が行われるわけです。

具体的には、本文の14ページを見ていただきますと、今のステップ4の一番最後ですが、14ページの真中辺に審査方法というのがございまして、民間事業者の選定に当たって、客観的判断能力のある外部のコンサルタント等の活用を図るのが有効であるということで、入札をする段階で、どこの業者の提案を採用するか、その段階では外部の人が入ることがあります。

3の段階でも、もしPFIでやるとすれば、どういうやり方、事業の枠組がいいかということを決めるという話で、それも民間からいろいろなコメントをいただくということは明確に書いてございます。具体的には、8ページの(3)に「実施方針の公表後、民間事業者等からの意見を受け付け、必要に応じて特定事業の選定、民間事業者の募集に反映することが適当である」ということで、実際に入札にかける前までにこういうことをいろいろな人から聞いて作るということでございます。

そこまでは、意見は聞くものの、発注者側で準備をしまして、こういう格好でPFIとして発注すれば応札者が困らないだろうか。それについては応札者の意見も聞いているわけです。その上で判断をしまして、今度、どこが落札するかというときには、コンサルタント等のアドバイザーの力も借りる、こういう二段構えでございます。

これは、官側に従来の公共事業を含めてずっとノウハウがある上に、応札をしようという人からご意見をいただければ、それに対する判断は官側でできるだろうということで、その段階でPFIにかけるものを、審査委員会を作って内容を決める。そこまではいっておりませんが、これで十分であろうというのが内部の判断でございます。

樋口委員長 Aさん、よろしゅうございますか。

A委員 はい。

樋口委員長 ほかにご意見はございませんか。

Bさん、何かございますか。

B委員 今のお話、西野部会長のおっしゃるとおりだと思います。現実的には地方において選定委員会がありまして、そこで評価があるのですけれども、今のところ、委員会として、どういう基準でやるとかということについては、案では書いてないのは事実でございます。

今後の課題として、私どもは、いずれガイドラインにそういう規定が入ってくると思っ

ておりますので、これで終わりではないということでございます。

樋口委員長 期待しているということですね。

性能発注という言葉はよく使うのですか、この頃は。

西野部会長 委員長が言われました性能発注、今、流行り過ぎていまして、ちょっと問題があるくらい流行っておるのではないかと感じております。

いろいろなことを従来やってきた中に、過去の経験に基づいて、たくさんの実験をし、高額のお金をかけて、こういうものがいいであろうと。1つの例で申し上げますと、時速100 kmで走る高速道路の幅はどのくらいないといけないというのは、過去の事故リスクが何かで決まってきたわけですから。それが曲率半径が少し入ってまいりますと、少し拡げないといけないとか。そこまで、例えば、車の交通量に対して事故を起こす確率が何分の1と、そういう性能発注はたぶん無理だと思うのです、それだけの経験を踏まなければ。ところが、今は、そこに行きかねないようなところで、心配をしているのです。

それに対して、こことこの間に道路を付けるとかという話は、いろいろな方法があったりする。特に、橋を架ける、学校等の複合施設をつくる、そういうものは、こういう機能さえあればいいというので、性能発注というのがむしろ自然でございます。というのが、性能発注です。今は、行き過ぎていないかなと心配をしております。

樋口委員長 よろしゅうございますか。ほかにございせんか。

C委員 昨年3月、基本方針ができて、4月から、先ほど西野部会長がおっしゃったように、やってきたわけです。恐ろしいことにとというのは変な言い方ですけども、案件が立ち上がっていくのとガイドラインを作るのが並行して行っていました。ですから、ずいぶん精力的にヒアリングを、いろいろな会社とか自治体の方に伺ったのですけれども、私は、リスクを担当させていただいたのですが、現状ではこの辺で限度かな、第1バージョンとしてはこんなものかという気がします。

実際、地方自治体を回ってみますと、今、西野部会長がおっしゃったように、凸凹がありまして、そうすると、このあたりで1回底入れをするというか、ガイドラインを出して、少なくともこの辺のところまでは守ってください、注意してください、このような形になると思うのです。

他方、Bさんもおっしゃったように、まだまだ問題の積み残しがございますので、私としましては、4月ぐらいからですか、もう少し積み残された問題について検討していく。そうすると、性能発注の1つにしましても、あまり無茶なことを言いますと、私、きっと銀行から融資がつかないと思うのです。そのあたりは、案件が慣れてくるかどうか、練れてくるかどうか。そうすると、それを踏まえた上で、表書きにもありますように、改訂ができればさらにいいものができてくる、そのように考えております。

樋口委員長 大変ご丁寧な説明をいただきました。

よろしゅうございますか。それでは、いろいろご意見を伺ったところでございますが、このあたりでガイドライン(案)についての議論を終了させていただきたいと思っております。

西野部会長さんのご説明、C委員をはじめ皆様方からのご意見を伺ったところ、本委員会としては、できるだけ早く実務上の参考指針となるガイドラインを示してほしいとの各方面の要請があることは事実でございますので、これを踏まえまして、両ガイドライン(案)を原案のとおりということによろしいかと思いますが、いかがでございますか。

(「異議なし」の声あり)

樋口委員長 ありがとうございました。

それでは、本日提出されている、プロセス及びリスク分担等の両ガイドラインを、調査審議の取りまとめ結果といたしたいと存じます。

なお、本日の会議終了後、PFI推進室・松葉参事官から報道機関への説明を行っていただきたいと思えます。

以上を持ちまして本日の議事はすべて終了いたしました。長い間のご論議ありがとうございました。本日はこれで閉会させていただきます。